

定例教育委員会

議

案

議案第 22 号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

令和 2 年 12 月 22 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

## ○坂井市教育委員会表彰規則

平成18年3月20日  
教育委員会規則第11号

改正 平成24年8月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人及び団体の表彰)

第2条 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者
  - (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者
  - (3) 社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者
  - (4) 学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (生徒及び児童の表彰)

第3条 教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者
  - (2) 生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

(表彰の内申)

第7条 学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第2条又は第3条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

(表彰選考会の設置)

第8条 教育委員会に表彰選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

(選考会の構成)

第10条 選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

2 選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(選考会の運営)

第11条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

坂井市新型コロナウイルス感染症収束に向けた  
県内修学旅行支援事業補助金交付要綱の制定について

坂井市新型コロナウイルス感染症収束に向けた県内修学旅行支援事業  
補助金交付要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市新型コロナウイルス感染症収束に向けた県内修学旅行支援事業補助金交付要綱

令和2年12月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、宿泊を伴う県内での修学旅行を実施する小中学校に対し、安全で充実した修学旅行の実施の推進を目的として、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、坂井市新型コロナウイルス感染症収束に向けた県内修学旅行支援事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年9月以降に県内において宿泊を伴う修学旅行を実施する坂井市立小学校及び中学校の学校長とする。

(補助事業の経費の範囲)

第3条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる修学旅行に要する経費とする。ただし、修学旅行を欠席した児童生徒のキャンセル料、引率者にかかる経費については、補助対象外とする。

- (1) 修学旅行の実施において発生する交通費、宿泊費、保険料、旅行企画料、体験料等
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、同一旅程ごとに、実際に修学旅行に要した全体の経費を旅行に参加した児童生徒数（以下「児童生徒数」という。）で按分して算出した額から、国が実施するGoToトラベル事業により児童生徒一人当たり補助された額を差し引いた額を児童生徒1人当たりの補助基準額とし、それぞれ別表に定める補助単価に、児童生徒数を乗じた額とする。ただし、修学旅行の実施中に嶺南に滞在したクラスについては、1クラスあたり3万円を加算するものとする。

(補助金等交付申請に添付すべき書類)

第5条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

(補助金の実績報告)

第7条 規則第15条に規定する別に定める期日は、補助事業が完了した日から30日を超過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに実績報告をしなければならない。

2 規則第15条に規定する別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別紙2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類  
（支払方法）

第8条 補助金の支払いは、精算払いとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年12月 日 から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表

児童生徒1人当たりの補助基準額	補助単価
6,000円以上10,000円未満の場合	児童生徒1人当たり3,000円
10,000円以上20,000円未満の場合	児童生徒1人当たり5,000円
20,000万円以上30,000円未満の場合	児童生徒1人当たり10,000円
30,000円以上の場合	児童生徒1人当たり15,000円
嶺南に滞在した場合	1クラス当たり30,000円を加算

議案第 24 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

令和 2 年 12 月 22 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫